

平成28年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、4枚あります。4枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【民 法】

問 1 (60 点)

以下に【改正案 95 条】として掲げた条文は、平成 27 年 3 月 31 日に国会に提出された「民法の一部を改正する法律案」の一部である。この【改正案 95 条】が、現行法の下で展開されてきた判例・学説をどのような意味で修正するものなのか、かかる判例・学説の内容（結論、根拠など）を明らかにした上で説明しなさい（なお、3 項については触れる必要がない）。

【改正案 95 条】

意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

- 一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤
 - 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤
- 2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。
- 3 (略)
- 4 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

問 2

弁護士 P は法律相談会で X から相談を受け、これをうけて、この法律相談に同席した司法修習生 Q と、X の相談内容について検討している。次の【X の相談内容】及び【弁護士 P と司法修習生 Q との会話】を読んで、下記の設問に答えなさい。なお、現行法を前提として検討すること。

【X の相談内容】

X は数年前に自宅を建設するために土地甲を 3000 万円で購入したものの、自宅の設計やデザインの決定に時間がかかり、甲を更地のままにしてあった。ようやく設計が固まった平成 27 年 4 月ころ、X は見知らぬ Y から、甲を 5000 万円で売って欲しい、との申し出を受けた。X は、いったんは上記のような経緯を説明して断ったものの、Y が内金としてただちに 500 万円支払うことを申し出るなど資力を信用できそうな人物であったことや、契約が成立した場合に甲の引渡しを 1 年後とすることを Y が提案してきたこともあり、自宅の建設作業が開始していなかった以上、引渡しまでの間に別の土地を探して購入し、同じ設計で建てれば良いと考え、この申し出を受け入れることにした。

そこで、同年 5 月 1 日、X は、甲を代金 5000 万円で Y に売り渡す契約を締結した（以下、「本件契約」という）。契約上、引渡し時は平成 28 年 5 月 1 日、代金については契約時に 500 万円が支払われるとともに、半年後に 2000 万円、引渡し時に残額を支払うものとされた。

しかし、平成 27 年 6 月ころ、X は Z から、甲を 1 億円で買いたいとの申し出を受けた。Z から詳しく話を聞くと、甲の周辺で大規模な開発計画があり、甲の大幅な値上がりが見込まれているとのこ

とだった。

Xは、甲を5000万円で売るのは安すぎると思え、同年7月ころ、Yに対して「本件契約をなかったことにしてほしい」と申し入れたところ、Yは、「契約はもう結んだのだから守ってほしい。私としては先月にすでに銀行から融資を受ける約束を取り付けている」と返答した。

【弁護士Pと司法修習生Qとの会話】

P： 事案の概要はだいたい分かりましたね。Xさんとしては、Yさんとの本件契約をなかったことにして、あらためてZさんと契約をしたいようです。ところで、Xさんが本件契約を維持したままZさんに甲を売却したら、何か問題が生じるのでしょうか。

Q： [A]。

P： そうですね。そういうわけですから、Xさんとしては、Zさんと契約を結ぶために、本件契約によって生じる義務をなかったことにしたいはずですが、どうでしょうか、そのような主張をすることはできそうでしょうか。

Q： いくつか選択肢がありそうな気がします。(B) Yとの契約を取消すことを主張することも考えられますが、少し難しいかもしれません。そうすると、(C) Xとしては、本件契約には約定解除権が設定されているとして、これを行っすることを主張するほかにないように思われます。

P： そのような主張が可能かどうか、検討してみてください。

【設問】

以下の各小問に答えなさい。

- (1) 括弧Aにつき、本件契約が有効なままZとの契約を締結することによってどのような法律関係が生じ、どのような法的リスクをXが負うことになるか、10行以内で説明しなさい。(20点)
- (2) 下線部Bについて、Qがこのように判断した理由を5行以内で説明しなさい。(10点)
- (3) 下線部Cについて、このような主張が可能かどうか、検討しなさい(制限なし)。(30点)